様式第16号(第31条、第31条の3、第101条の2の5関係)(第1面)

受給期間・教育訓練給付適用対象期間延長申請書の記載に当たっての注意

1　記載すべき事項のない欄は空欄のままとし、※印欄には記載しないこと。

2　この申請書により同時に複数の延長申請を行うことができるが、申請しない延長がある場合は表題の申請しない延長の文言を抹消すること。

3　妊娠、出産、育児(3歳未満の乳幼児の育児に限る。)、疾病、負傷等により職業に就くことができない(対象教育訓練の受講を開始することができない)ため、この申請書を提出する場合の記載及び提出方法

(1)　この申請書は、原則として、申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局の長(ただし、教育訓練給付適用対象期間及び高年齢雇用継続給付延長申請は公共職業安定所長に限る。)に対し、上記の理由により職業に就くことができなくなった(対象教育訓練の受講を開始することができなくなった)期間が30日に至った日の翌日から、受給資格に係る離職の日の翌日(教育訓練給付適用対象期間の延長に関しては、一般被保険者又は高年齢被保険者でなくなった日)から起算して4年(教育訓練給付適用対象期間の延長に関しては、20年)を経過する日までの間(延長された期間が4年(教育訓練給付適用対象期間の延長に関しては、20年)に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間)に提出すること。

なお、職業に就くことができない場合は、受給資格者証(受給資格者証の交付を受けていない場合には、離職票)を添えて提出すること。

また、この場合、代理人又は郵送による提出でも差し支えないこと。

(2)　2欄については、申請する延長を全て〇で囲むこと。

(3)　受給資格者証の交付を受けている場合は、5欄の記載を省略して差し支えないこと。

(4)　受給資格者証の交付を受けていない場合は、6欄は記載しないこと。

(5)　7欄は「イ」を〇で囲み、職業に就くことができない(対象教育訓練の受講を開始することができない)理由を〔　〕内に具体的に記載すること。

(6)　8欄は7欄の理由により職業に就くことができない(対象教育訓練の受講を開始することができない)期間を記載すること。

なお、職業に就くことができない期間と対象教育訓練の受講を開始することができない期間が異なる場合は、それぞれ申請書を提出する必要があること。

(7)　受給期間の延長を申請する場合は、申請書下方の「・第31条の3第1項」の文字を抹消すること。

また、受給期間の延長を申請しない場合は「雇用保険法施行規則第31条第1項・第31条の3第1項の規定により受給期間の延長、」を、教育訓練給付適用対象期間の延長を申請しない場合は「、第101条の2の5第1項の規定により教育訓練給付に係る適用対象期間の延長」をそれぞれ抹消すること。

4　定年等の理由により離職し、一定期間求職の申込みをしないことを希望するため、この申請書を提出する場合の記載及び提出方法

(1)　この申請書は、原則として申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局の長に対し、定年等の理由により離職した日の翌日から2か月以内に離職票を添えて提出すること。

(2)　2欄については、申請する延長を全て〇で囲むこと。

ただし、教育訓練給付適用対象期間の延長は〇で囲まないこと。

(3)　6欄及び9欄は記載しないこと。

(4)　7欄は「ロ」を〇で囲み、離職理由を〔　〕内に具体的に記載すること。

(5)　8欄は求職の申込みをしないことを希望する期間を記載すること。

(6)　この申請書下方の「第31条第1項・」及び「、第101条の2の5第1項の規定により教育訓練給付に係る適用対象期間の延長」の文字を抹消すること。